

山協議員の国保・介護予算で質問



米原市民報

日本共産党米原市議員
山脇正孝 Tel.52-1093
日本共産党湖北地区議員団
事務局藤田正雄 Tel.55-1128

<http://www.jcp-maibarashigidan.com/>

国保、一般会計繰入の存続を、基金は不要

2月28日から一般質問が始まりました。山脇議員は7番目に、国保・介護問題、放課後児童クラブ問題、小学校英語教育問題について質問しました。今回は国保・介護問題についての当局との議論について掲載します。放課後児童クラブ問題等は次号で報告します。

国保税引下げの根拠

Q、国保税引下げの根拠は
A、県が算定した標準保険料率を踏まえ、平成30年度で改定する保険税率による1人当たりの平均保険税額と、平成29年度の1人当たり平均保険税額との差額が、10、576円の減額となります。

法定外繰入廃止の理由

Q、保健事業は一般会計で行ってきた。今回国保税での負担となった理由は。
A、平成26年度から、特定健診や人間ドック助成などの事業は一般会計繰入を実施してきました。一般市税を財源とする法定外繰入を継続することは、市民の理解が得にくいと考えており、保健事業への法定外繰入を廃止するものです。

介護保険料据置き根拠

Q、国保制度は社会的弱者を中心の制度です。一般会計からの繰入を維持すれば更に国保税が軽減できるが。
A、現状で一般会計繰入は難しいと考えています。

Q、介護保険料基本額が6期と同額の月額5,900円となった根拠は。
A、平成30年度から平成32年度までの第7期計画期間の高齢者人口、要介護認定者数、在宅および施設サービス見込量、また、介護保険事業基金からの繰り入れなどを含め、介護保険運営協議会等で十分に検討議論を行った結果、第6期と同額を保険料基準額として算定しました。

国保基金は不要

Q、本年度繰越で1億6千万円、28年度末で1億2千万円の残高となっている。不要では。
A、平成30年度からの制度改革に伴い、県が示す標準保険料率を確保すれば、県へ納める国保事業費納付金は賄えます。しかし、国保事業費納付金は、県が見込んだ以上に保険給付費が増加した場合は、県において

実態調査は生かされてるのか

Q、実態調査等はどうか生かされたのか。
A、第7期の介護保険事業計画の策定に当たり、平成28年度に実態調査を実施し、様々なご意見を聞いています。実態調査の結果や自由記述である意見や要望を踏まえ、サービスの質の確保や介護給付適正化の推進、保険料について、介護保険

財源が不足することとなる。この不足分は、翌年度以降の納付金に上乘せされ、この精算に伴う保険税率の変更を緩和するために、基金を活用していきたい。
Q、県でも国保財政安定化基金が設けられた。わざわざ市で基金を持つ必要はないのでは。
A、納付金の不足が見込まれる場合は基金で対応します。

総合事業の利用状況

Q、介護予防・日常生活支援総合事業のサービス利用状況は。
A、この事業は、介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業の二つに分かれます。介護予防・生活支援サービスでは、現行介護保険相当サービスや、住民主体による掃除や買い物、見守り等の日常生活を支援するサービス、運動や体操などを行う通いの場としてのサービス、リハビリ等を通じた生活機能を改善する短期集中予防サービスなどがあります。また、一般介護予防事業では、介護予防の普及啓発事業を始め、地域で気軽に集まることができる居場所をつくる、地域お茶の間創造事業などもこの事業に位置付けているところでは、住民主体のサービスについては、地域差があります。概ね順調にサービスを利用いただいている。



雑感 森友問題が新たな展開となつていきます。公文書の書き換え。そんなことあつてはならないことです。官僚だけの裁量では決してできないことです。官僚でない誰かが指示した。